

## 2024年 公共図書館電子図書館アンケート用語解説

以下の用語の説明は、今回のアンケートのご回答をいただくための用語解説となります。

### 【1】「電子図書館サービス」及び「電子書籍サービス」等について

・このアンケートにおいて「電子図書館サービス」とは、以下の(1)から(6)のサービスをいいます。

・1-(1)の「電子書籍サービス」については、電子図書館から提供する場合に著者や出版社からの著作権の許諾が必要な電子書籍などをインターネットで電子書籍の閲覧を提供するサービスをいいます。

### 「電子図書館サービス」

分類	各電子図書館サービス	サービス事業者	提供サービス例	提供形態
1	(1) 電子書籍サービス	電子書籍サービス提供事業者(オーディオブック提供含む)	例: LibrariE&TRC-DL、TRC-DL、Overdrive、KinoDen、エルシエロ・オトバンク、LibrariE、Maruzen eBook Library 等	Webブラウザやアプリで電子書籍(オーディオブック含む)の閲覧サービスの提供
	(2) 電子雑誌サービス	電子書籍サービス提供事業者	例: TRC-DL マガジン 等	Webブラウザやアプリで電子書籍(オーディオブック含む)の閲覧サービスの提供
	(3) 国立国会図書館 図書館向けデジタル化資料送信サービス	国立国会図書館	説明記載(国立国会図書館ホームページ) <a href="https://www.ndl.go.jp/jp/library/service_digi/">https://www.ndl.go.jp/jp/library/service_digi/</a>	(著作権法31条3項の規定による)国立国会図書館デジタル資料のうち、絶版等資料の提供
	(4) オンラインデータベース提供サービス	データベースサービス提供事業者	例: JapanKnowledge/新聞DB/EJ(外国ジャーナル) 等	オンラインデータベース利用提供
	(5) デジタルアーカイブの提供	著作権者が図書館・自治体(図書館(自館)経由) ※主に無償著作物	例: ADEAC(TRC)/AMLAD(NTTデータ)等 (図書館アーカイブサービス)	図書館自身が情報発信・広報資料
	(6) 音楽・音声情報配信サービス	音楽・音声情報配信サービス事業者	例: ナクソス・ミュージック・ライブラリー、国立国会図書館歴史的音源提供サービス 等	Webブラウザやアプリで音楽・音声情報の配信(オーディオブック含まず)
2	パブリックドメイン電子書籍提供	著作権期間終了(パブリックドメイン ※) ・オンライン参照、ダウンロード提供	例: 青空文庫(データ)/プロジェクト Gutenberg 他	著作権期間終了の著作物の提供
3	障害者向け電子書籍等提供	著作権の制限規定により、使用が可能な著作物	例: アクセシブルライブラリー DAISY 図書の提供 サピエ図書館	障害者への著作物提供(著作権法37条の権利制限規定に準じた提供)
※	パブリックドメイン	パブリックドメイン	著作権(著作財産権)期間が満了しているもの。 著作物自体は多くが無償か低額で提供されているもの。	

### ※公共図書館における「電子書籍などの提供サービス」の分類について

・当アンケートでは上記のように電子図書館サービスを分類しアンケート上「電子書籍サービス」とあるものは、下図の1-(1)を対象としています。

※当アンケートでは、Webでの図書検索・貸出予約サービス、OPAC検索、パブリックドメインの電子書籍のみの電子書籍提供は「電子図書館サービス」とはしておりません。

## 【2】「電子書籍コンテンツ」

(アンケート中は単に「コンテンツ」と略すことがあります)

・「電子書籍コンテンツ」とは、パソコンやタブレット・スマートフォンなどに電子書籍サービスとして提供される電子版の書籍コンテンツ（オーディオブック含む）のことをいいます。

## 【3】「電子書籍端末」「電子書籍ビューア」

・「電子書籍端末」「電子書籍ビューア」とは、電子書籍を閲覧することができる電子端末、電子書籍を読むことができるソフトウェア（アプリケーション）のことをいいます。

・電子書籍を読むことができる電子端末には、スマートフォン（iPhone、Android）やタブレットやパソコン（iPad、Windows、ChromeBook等）で、Webブラウザやアプリ（アプリケーション）を利用して閲覧することができる電子端末をいいます。

## 【4】国立国会図書館 「図書館向けデジタル化資料送信サービス」

・「図書館向けデジタル化資料送信サービス」とは、国立国会図書館のデジタル化資料のうち、絶版等の理由で入手が困難な資料を全国の公共・大学図書館等の館内で利用できるサービスのことを言います。

・国立国会図書館の承認を受けた公共図書館等においては、送信を受けた資料の閲覧・複写サービスが実施できます。

・詳細は以下のページに記載があります。[https://www.ndl.go.jp/jp/library/service\\_digi/](https://www.ndl.go.jp/jp/library/service_digi/)

The screenshot shows the National Diet Library website. The header includes the logo and name '国立国会図書館 National Diet Library, Japan'. Navigation menus are visible for 'Home', 'Library Information', 'Resources', 'About Us', 'Services', 'Partners', and 'About the National Diet Library'. The main content area is titled '図書館向けデジタル化資料送信サービス (日本国内の図書館員の方へ)'. It explains that the service allows for the use of digitized materials that are out of print or difficult to obtain elsewhere. A note mentions that the service follows the 'e-Gov Link' provisions of the Copyright Act (昭和45年法律第48号) and is based on an agreement with the 'Association of Publishers and Related Parties' (関係者協議会). Three key points are highlighted in blue boxes: 1. For librarians outside Japan, refer to the 'Digitized Contents Transmission Service for Libraries (For Librarians)' page. 2. For librarians outside Japan, refer to the 'Library-to-Library Digital Content Transfer Service' page for details on the service and usage. 3. For publishers/authors, refer to the 'Library-to-Library Digital Content Transfer Service (Library-to-Library Transfer)' page regarding the special procedures for certain materials.